

むつ科学技術館だより

【つくってたいけん工作コーナーのご案内】

11月3日(金)から、入館無料イベントで好評をいただきました「缶バッチ・キーホルダーをつくろう」を開催します。自分だけのオリジナル缶バッチ・キーホルダーをつくってみませんか？

開催日は、毎週土曜・日曜と祝日です。なお、参加は中学生以下のお客様に限らせていただきます。予約や参加費は必要ございません。ぜひ工作コーナーにも足を運んでみてくださいね！

<開催期間>

「缶バッチ・キーホルダーをつくろう」

11月3日(金)～12月23日(土)

開催時間は日によって異なりますので、詳しくは当館までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

むつ科学技術館

Tel 25-2091 Fax 25-2092

<URL>

<http://www.jmsfmm1.or.jp/msm.htm>

よろしくお願ひいたします。



不動産取得税(県税)の軽減制度について

不動産取得税は、土地や家屋を取得したときに一度だけ課税される県の税金です。その軽減制度として次のものがあります。

1 住宅の取得についての軽減制度

- ・新築で床面積が50㎡以上240㎡以下である住宅(特例適用住宅)、または上記の条件で未使用の建売住宅等を購入した場合、最高1200万円が価格から控除されます。
- ・既存(中古)住宅を自己の居住のために取得し、その床面積が50㎡以上240㎡以下のもので、新築後の経過年数が20年以内(木造)である場合、住宅の新築された時期に応じて最高1200万円が価格から控除されます。

2 住宅用土地の取得についての軽減制度

- ・土地を取得した日から3年以内にその土地の上にある特例適用住宅を取得、または土地を取得した日前1年の期間内に特例適用住宅を取得していた場合には、法律で定める金額が税額から減額されます。
- ・平成15年3月31日までの土地の取得で、取得日から3年以内にその土地の上にある住宅を取得(同時取得を含む)、または取得した日前1年の期間内にその土地の上にある住宅を取得していた場合には、税額の4分の1が減額されます。

なお、これらの軽減を受けるためには申告が必要となります。

詳しくは 下北地域県民局県税部

電話 0175 22 8581 (内線207)

「e-Tax (イータックス 国税電子申告・納税システム)」相談窓口のお知らせ

むつ税務署では、自宅やオフィスからインターネットを利用して申告・納税できる「e-Tax (国税電子申告・納税システム)」の相談窓口を開設いたしました。利用開始の手続きなど、ご不明な点は担当の職員がご説明いたします。是非ご利用ください。

お問い合わせ先 むつ税務署 総務課 0175-22-3294

調査部門 0175-22-4986

e-Taxホームページ <http://e-tax.nta.go.jp>

ねえみんな、この金額に目を留めて。

青森県最低賃金 **時間額：610円**

(効力発生日 平成18年10月1日)

* 最低賃金に関するお問い合わせ先

青森労働局 賃金室 017-734-4114 (直通)

又は各労働基準監督署

青森労働局のホームページ

(<http://www.aomori.plb.go.jp/>)でもご覧いただけます。

松下電器より心からのお願ひです
ナショナルFF式石油暖房機(1989年製～1999年製)を探しています

※詳しくは、取扱説明書をご覧ください。また、この製品は全自動燃焼制御はついておりません。

このようなところで見つかっています

買取・中古車 買取・中古車 買取・中古車 買取・中古車

買取・中古車 買取・中古車 買取・中古車 買取・中古車

下記対象製品は事故に繋がる危険性があります。
排気ガスが室内に流れ出し、場合によっては死亡事故に繋がるおそれがあります。

FF式石油暖房機	FF式石油暖房機	FF式石油暖房機	FF式石油暖房機
1989年(平成元年)製 —1997年(平成9年)製	1991年(平成3年)製 —1997年(平成9年)製	1989年(平成元年)製 —1997年(平成9年)製	1989年(平成元年)製 —1997年(平成9年)製
OK-2525 OK-3526 OK-2528 OK-3527 OK-2535 OK-4020 OK-2538 OK-4030	OK-3028 OK-3038 OK-4028 OK-4038	OK-3507F OK-3507F OK-3507F OK-4007AF	OK-R800C OK-R800AC
OK-3525 OK-3526 OK-3528 OK-3527 OK-3535 OK-4020HA OK-3527 OK-4020HA OK-3535	OK-2526HA OK-3027HA OK-4020HA		

対象製品のお引取り(1台あたり5万円お支払いいたします)もしくは無料で給気ホース部の点検修理をさせていただきます。点検修理及び引取りの対象製品をお持ちのお客様も、お引取りさせていただきます。

大変ご迷惑をおかけしております。誠心で深くお詫言申し上げます。

お問い合わせ先 下北地域県民局(むつ市) 健康福祉課 0120-872-773

フリーダイヤル電話 **0120-872-773** フリーダイヤル電話 **0120-870-779**

健康福祉課 電話番号 35-3111

【乳幼児医療費助成事業】のお知らせ

この事業は、乳幼児が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用をその保護者に対して支給し、乳幼児の保健及び出生育児環境の向上を目的として実施しています。

対象となる乳幼児、医療費等については以下のとおりです。

《対象年齢及び対象医療費》
出生の日から満4歳に達した月まで...外来分・入院分(食事代除く)
満4歳に達した月の翌月から小学校就学まで...入院分(一部負担有)

対象医療費とは、医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担費用です。

《支給方法》
国民健康保険加入の場合は、満1歳に達する月までは現物給付となり、対象医療費の支払は発生しませんが、満1歳に達した翌月分からは、償還払いとなり、次の 手続きとなります。

国民健康保険以外及び国民健康保険加入で満1歳以降の場合は、すべて償還払いとなり、一旦医療機関で支払後領収書等を持参の上、申請手続きが必要となります。

《申請期限》
・償還払いの手続きをするときは、医療の給付を受けた日の属する月の初日から起算して4ヶ月以内に申請しなければなりません。

お問い合わせ・申請場所
風間浦村総合福祉センター げんきかん内
健康福祉課 電話番号 35-3111